

十環委第 30 号

令和 8 年度十日町市家庭用指定ごみ袋
製造業務委託

仕様書

1. 業務目的

本委託業務は、十日町市指定の規格に基づく、十日町市家庭用指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）の製造業務を行うもの。

2. 業務内容

(1) 指定袋の製造

別紙 1~4「十日町市家庭用指定ごみ袋製造仕様書」のとおりとする。

3. 委託期間 契約日から令和 9 年 1 月 29 日まで

4. 予定数量

(1)指定ごみ袋製造

区 分	箱数	区 分	箱数
燃やすごみ（大）	300	埋立てごみ（大）	0
燃やすごみ（中）	300	埋立てごみ（中）	0
燃やすごみ（小）	500	埋立てごみ（小）	0
燃やすごみ（エコ小）	0	埋立てごみ（エコ小）	0

5. 不良品への対応

- ①指定袋に汚損又は破損があった場合等の交換品については、受注者の費用負担により対応すること。
- ②製造工程での不具合による不良品が判明した場合は、受注者の責任において速やかに全量良品と交換すること。この場合の経費は、受注者が負担すること。
- ③不良品の交換にあたっては、状況により手数料徴収業務受託者の在庫の回収も含めて再納品などの対応を市が指示することがある。
- ④不良品の原因等の調査報告書及び対応結果報告書を、発注者に提出すること。
- ⑤本仕様書に規定する納入数を超えて製作した指定袋については、不良品との交換対応のために受注者が責任をもって保管するものを除き、転用されないよう処分すること。なお、上記保管及び処分にかかる経費は、受注者が負担すること。

6. 調査の実施

本業務の適切な履行確保のため、発注者が必要と認めた場合は調査を実施することがあるので、発注者が調査を求めた場合、受注者は調査に協力すること。

7. 委託料の支払い

- ①発注者は、業務完了後の検査に合格した場合、委託料を支払いうことが出来るものとし、受注者からの請求書受理日から 30 日以内に受注者へ委託料を支払うものとする。

②指定袋1箱（500枚）あたりの単価に、納品後の検査が完了した箱数を乗じた額の支払いとする。その場合、受託者は検査日より30日以内に発注者へ請求するものとする。

8. その他

①本業務の遂行に関しては、各種法令を遵守すること。

②本仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議し定めるものとする。

十日町市家庭用指定ごみ袋製造仕様書

1. 規格等

(1) 十日町市家庭用指定ごみ袋（燃やすごみ用、埋立てごみ用）

① 材質

ア 燃やすごみ用 高密度ポリエチレン 100%（炭酸カルシウムを混入しないこと）

イ 埋立てごみ用 低密度ポリエチレン 100%（炭酸カルシウムを混入しないこと）

② 袋本体の色

ア 燃やすごみ用 半透明（透明度 10%）

イ 埋立てごみ用 無色透明

③ 厚さ

ア 燃やすごみ用 0.03mm（JIS 規格）

イ 埋立てごみ用 0.05mm（JIS 規格）

④ 引張強さ

ア 燃やすごみ用 縦 40Mpa 以上、横 35Mpa 以上（試験方法は JIS Z 1702 7.5 に基づく）

イ 埋立てごみ用 縦 25Mpa 以上、横 20Mpa 以上（試験方法は JIS Z 1702 7.5 に基づく）

ウ 引張強さを証明するため、第三者機関の試験結果を提出すること。

⑤ ヒートシールの強さ

ア 空気を入れて外部から圧力を加えたとき、シール部分より裂けないこと。

イ シール部分を左右に引っ張ったとき、簡単に剥がれないこと。

ウ 燃やすごみ用 11.77N 以上（試験方法は JIS Z 1711 8.4 に基づく）

エ 埋立てごみ用 11.28N 以上（試験方法は JIS Z 1711 8.4 に基づく）

オ ヒートシールの強さを証明するため、第三者機関の試験結果を提出すること。

⑥ 寸法および形状

ア 厚さ以外は、燃やすごみ用、埋立てごみ用共通とする（詳細は下記のとおり）。

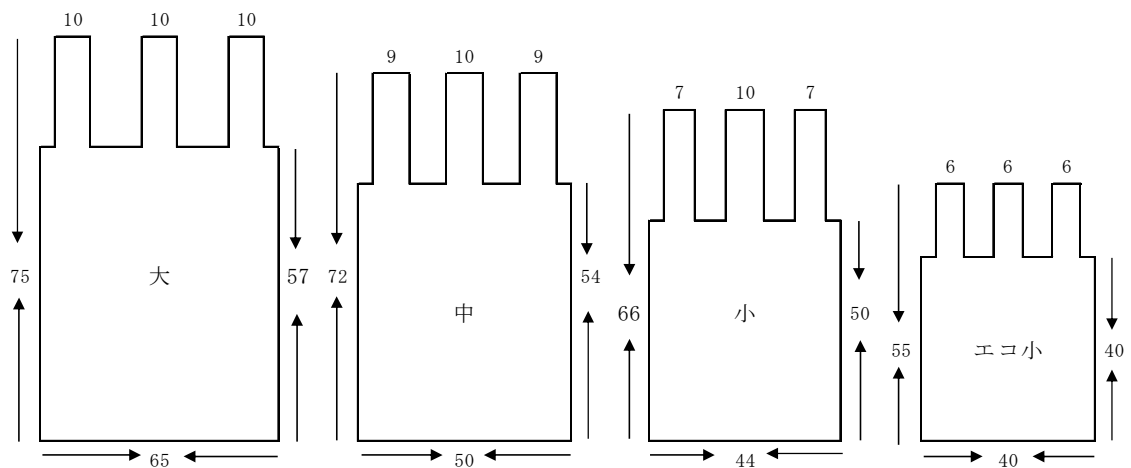
イ マチなし、上部持ち手付き、結び部分付きとする。

ウ 使用の際に破けたり、裂けたりしないよう、切断部などの仕上げが良好（ギザギザになっていない）であること。

種類	縦	横	備考
「大」	75cm（57cm）	65cm	縦の（ ）内は結び部分を除く寸法
「中」	72cm（54cm）	50cm	〃
「小」	66cm（50cm）	44cm	〃
「エコ小」	55cm（40cm）	40cm	〃

※袋の形状及び各部の寸法の詳細は、下図のとおりとする。

寸法記載のない部分については、発注者及び受注者の協議で決定するものとする。



※上図の単位は全て cm とする。

⑦ 印刷内容

- ア 燃やすごみ用「大」・「中」は、別紙 2-1 のとおりとする。
- イ 燃やすごみ用「小」・「エコ小」は、別紙 2-2 のとおりとする。
- ウ 埋立てごみ用「大」・「中」は、別紙 2-3 のとおりとする。
- エ 埋立てごみ用「小」・「エコ小」は、別紙 2-4 のとおりとする。
- オ 袋のサイズごとに、「大」・「中」・「小」・「エコ小」と印刷すること。
- カ 文字等印刷色は、燃やすごみ用は水色(青色)系、埋立てごみ用は茶色系とすること。
- キ 使用するインクは、有害な重金属や有害な化学物質を含まないものとする。

(2) 外装 (燃やすごみ用、埋立てごみ用共通)

- ① 材質は、無色透明、ポリプロピレン、厚さ 0.03mm とする。
- ② 外寸は、別紙 3-1 のとおり折りたたんだ指定袋 10 枚を収納できること。また、指定袋の取り出しに支障のない大きさとする。
- ③ 折りたたんだ指定袋を、1 枚ずつ取り出せるよう外装上部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けること。
- ④ 家庭用品品質表示法に基づく表示、取り扱い上の注意、指定袋の種類、枚数、市指定のバーコード (JANコード) 別紙 4 を参照し、バーコードを作成し印刷すること。文字はバーコードリーダーで読み取れる色とすること。レイアウトは、別紙 3-2 のとおりとする。

(3) 梱包 (各種類共通)

- ① 10 枚入×10 組を 1 束とし、透明の袋に入れること。
- ② 1 梱包単位は、5 束 (10 枚入×10 組×5=500 枚) とすること。
- ③ 梱包箱の材質は段ボール製とする。
- ④ それぞれの種別の指定袋 5 束を収納でき、輸送・保管の際、複数段積み重ねても潰れない強度のものとする。
- ⑤ 梱包箱の表示等は、別紙 3-3 のとおりとすること。
- ⑥ 梱包箱は、金属針等を使用しないこと。また、粘着テープ等が外装と接触しないようにすること。

(4) 表示等

- ① 家庭用品品質表示法に基づく表示、取り扱い上の注意等、法令で表示が義務付けられている項目は、市と協議のうえ表示すること。
- ② 製造時期が異なる場合は、ロットナンバー等を付すこと。
- ③ 品質表示に関する証明書等を市の指示に従い提出すること。なお、その費用について

は受託者が負担すること。

2. 作成枚数

区分	種別	枚数	10 枚入/袋	箱/50 袋
燃やすごみ用	「大」	150,000 枚	15,000 袋	300 箱
燃やすごみ用	「中」	150,000 枚	15,000 袋	300 箱
燃やすごみ用	「小」	250,000 枚	25,000 袋	500 箱
燃やすごみ用	「エコ小」	0 枚	0 袋	0 箱
埋立てごみ用	「大」	0 枚	0 袋	0 箱
埋立てごみ用	「中」	0 枚	0 袋	0 箱
埋立てごみ用	「小」	0 枚	0 袋	0 箱
埋立てごみ用	「エコ小」	0 枚	0 袋	0 箱
	合計	550,000 枚	55,000 袋	1,100 箱

3. 納入場所

納入場所は発注者が指定する市内保管場所（十日町市西本町1丁目450番地6、十日町市新座甲414番地1）とし、保管業者と協議したうえで、納品日までに受注者に指示する。

4. 納入期日

令和9年1月29日(金)

5. その他

当該業務で作成されたごみ袋について、実際に市が使用したところ引張の強さ等製品性能に疑義が生じた場合（市民等から多数の苦情、問い合わせ等があった場合）、当該製品について市が臨時試験を行うことがある。その試験費用については、受注者負担とする。

別紙 2 - 1

●燃やすごみ用「大」・「中」のレイアウト

※1

むすんでください		むすんでください		むすんでください
----------	--	----------	--	----------

※2



十日町市家庭用指定ごみ袋

大
Large

燃やすごみ用

Burnable Garbage

◎決められた日時に、指定場所に出してください。
◎燃やすごみ以外は、入れないでください。
◎ごみの分別方法は、便利帳やアプリをご覧ください。

(記入欄)



十日町市ごみ分別アプリ
ダウンロードはこちら


Android


iPhone

十日町市環境衛生課 ☎025-752-3924

※1 規格については、仕様書のとおり。文字等は水色（青色系）とする。

※2 袋の大きさに合わせて「大」、「中」と中央位置と燃やすごみの左側に印刷する。

●燃やすごみ用「小」・「エコ小」のレイアウト

※1

むすんでください	※2	むすんでください
		
十日町市家庭用指定ごみ袋		
エコ小 eco Small	燃やすごみ用	
Burnable Garbage		
◎決められた日時に、指定場所に出してください。 ◎燃やすごみ以外は、入れないでください。 ◎ごみの分別方法は、便利帳やアプリをご覧ください。		
(記入欄)		
十日町市環境衛生課 ☎025-752-3924		

※1 規格については、仕様書のとおり。文字等は水色（青色系）とする。

※2 袋の大きさに合わせて「小」・「エコ小」と中央位置と燃やすごみの左側に印刷する。

●埋立てごみ用「大」・「中」のレイアウト

※1

※2



※2

大
Large

十日町市家庭用指定ごみ袋

埋立てごみ用

Landfill Waste

◎決められた日時に、指定場所に出してください。
◎埋立てごみ以外は、入れないでください。
◎ごみの分別方法は、便利帳やアプリをご覧ください。

(記入欄)



十日町市ごみ分別アプリ
ダウンロードはこちら



Android



iPhone

十日町市環境衛生課 ☎025-752-3924

※1 規格については、仕様書のとおり。文字等は茶色とする。

※2 袋の大きさに合わせて「大」・「中」と中央位置と埋立てごみの左側に印刷する。

むすんでください

むすんでください

むすんでください

※2

エコ小

埋立てごみ用

Landfill Waste

エコ小
eco Small

◎決められた日時に、指定場所に出してください。
◎埋立てごみ以外は、入れないでください。
◎ごみの分別方法は、便利帳やアプリをご覧ください。

(記入欄)

十日町市環境衛生課 ☎025-752-3924

※2 袋の大きさに合わせて「小」・「エコ小」と中央位置と埋立てごみの左側に印刷する。

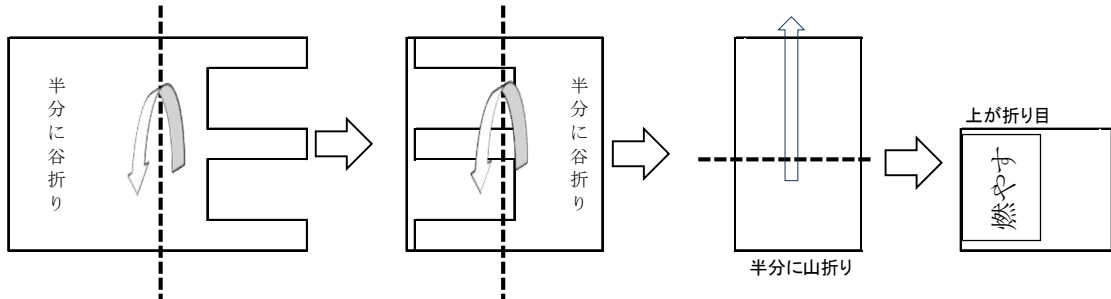
指定袋の外装への包装方法（折り方）等について

1. 折り方等

指定袋「大」、「中」、「小」、「エコ小」（燃やすごみ用、埋立てごみ用共通）

【折り方】

印刷面が外側に向くように下図のように 1 枚ずつ三回折りたたむ。

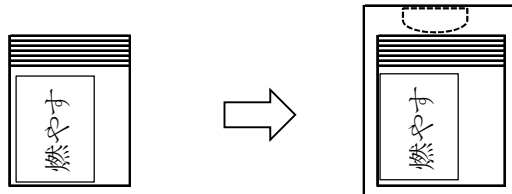


【外袋への包装の仕方】

上記の通り折りたたんだものを 10 枚重ねて外袋に包装する。

包装の際は、下図のと通りの向きで入れること。

1 枚ずつ取り出せるように取出口には開封口として半月状のミシン目を入れること。



2. 外装の寸法（燃やすごみ用、埋立てごみ用共通）

種別	縦	横	備考
「大」	概ね 370mm	概ね 220mm	10 枚重ね
「中」	概ね 300mm	概ね 210mm	〃
「小」	概ね 250mm	概ね 190mm	〃
「エコ小」	概ね 240mm	概ね 170mm	〃

●燃やすごみ用、埋立てごみ用共通「大」・「中」・「小」・「エコ小」外装のレイアウト（イメージ）



取出口

「燃やすごみ用」・「埋立てごみ用」と袋の種類に応じて表示する。

十日町市家庭用指定ごみ袋 燃やすごみ用

Burnable Garbage

大

「大」・「中」・
「小」・「エコ
小」と袋の種
類に応じて表
示する。

指定袋の種
類に応じた
寸法・厚さを
表示する。

10 枚入

タテ 75 cm × ヨコ 65 cm × 厚さ 0.03 mm

市が別途
指定する
JAN コー
ドを、読取
しやすい
位置に印
刷する。



1234567890123

生産国名・
プラマー
ク等を印
刷する。



家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30℃
寸法	外形 750×650（ミリメートル） 厚さ 0.03（ミリメートル）
枚数	10枚入

指定袋の種
類に応じた
寸法・厚さ
を表示す
る。

取り扱い上の注意

警告 ●この袋は、用途を間違えると幼児や子供にとって窒息などの危険を伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。

注意 ○突起物を入れますと材質上破れる場合がありますので、ご注意ください。

○直射日光の当る場所及び火のそばに置かないでください。

○本品は摩擦により衣服等に色が付く場合がありますので、こすらないようにしてください。

表示者 十日町市環境衛生課
〒948-0056 十日町市高田町6丁目915-2
電話 025-752-3924

MADE IN ●●●●●

※この外装は、乾電池等の「有害ごみ」を出す袋として再利用できます。

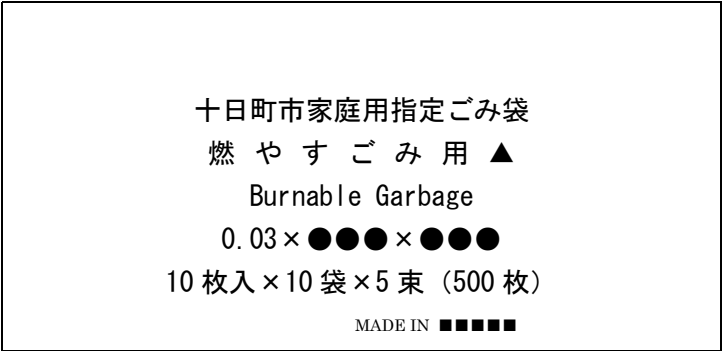
※注 規格については、仕様書のとおり。

指定ごみ袋の梱包箱の表示内容等について

1. 表示内容等

- ・指定ごみ袋の種別が分かるように梱包箱の4側面に印刷すること。

(1) 燃やすごみ用のレイアウト (イメージ)



文字は水色(青色)系
判別が容易な文字サイズ
ゴシック体文字
▲に、大・中・小・エコ
小の種別、●に袋の縦・
横の寸法を印刷
■に生産国を印刷

(2) 埋立てごみ用のレイアウト (イメージ)



文字は茶色系
判別が容易な文字サイズ
ゴシック体文字
▲に、大・中・小・エコ
小の種別、●に袋の縦・
横の寸法を印刷
■に生産国を印刷

2. 梱包箱に表示する寸法 (燃やすごみ用、埋立てごみ用共通)

種類	縦	横
「大」	7 5 0	6 5 0
「中」	7 2 0	5 0 0
「小」	6 6 0	4 4 0
「エコ小」	5 5 0	4 0 0

3. 梱包箱の寸法

区分	種類	縦	横	高さ
燃やすごみ	「大」	47cm	36cm	16cm
燃やすごみ	「中」	43cm	28cm	15.5cm
燃やすごみ	「小」	42cm	25cm	15.5cm
燃やすごみ	「エコ小」	35cm	24cm	15.5cm
埋立てごみ	「大」	46cm	36cm	22cm
埋立てごみ	「中」	43cm	28cm	22cm
埋立てごみ	「小」	41cm	25cm	22cm
埋立てごみ	「エコ小」	35cm	24cm	22cm

4. 梱包箱内の収納方法

指定袋「大」、「中」、「小」、「エコ小」（燃やすごみ用、埋立てごみ用共通）

【収納方法】

透明の袋に下図のとおり片側5袋、合計10袋を1束とし、梱包すること。

梱包された束は、5束平積みで梱包箱に収納すること。



外箱横断図

十日町市が指定する JAN コード、ITF コードについて

1. JAN コード

指定袋の種類		JAN コード	
燃やすごみ用	「大」10 枚入	4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 1 4
	「中」10 枚入	4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 2 1
	「小」10 枚入	4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 3 8
	「エコ小」10 枚入	4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 4 5
埋立てごみ用	「大」10 枚入	4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 5 2
	「中」10 枚入	4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 6 9
	「小」10 枚入	4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 7 6
	「エコ小」10 枚入	4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 8 3

2. 規格等

- (1) バーコードの印刷サイズは、JIS 規格 (X0507) 標準タイプとする。印刷スペースの確保が困難な場合は、標準タイプの 0.8 倍まで縮小することができる。
- (2) バーコード化された JAN コードは、スキャナによる読み取り試験を行い、正常に読み取りができるか確認すること。

※JIS 規格 (参考)

- ・基本寸法…縦 25.93mm、横 37.29mm (必要な余白 (左 3.63、右 2.31) を含む)
- ・拡大縮小…基本寸法の 0.8 倍～2.0 倍の範囲で可能
- ・印刷位置…商品に印刷しやすい位置で、小売店の POS システムで読み取りやすいこと
- ・刷り色…白地に黒いバーが最も望ましいとされている

3. ITF コード

指定袋の種類		ITF コード	
燃やすごみ用	大	1 4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 1 1
	中	1 4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 2 8
	小	1 4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 3 5
	エコ小	1 4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 4 2
埋立てごみ用	大	1 4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 5 9
	中	1 4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 6 6
	小	1 4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 7 3
	エコ小	1 4 5 7 3 2 7 5	6 2 0 0 8 0

※ 梱包用箱に集合包装用商品コード (ITF コード) が必要な場合は、バーコード化して印刷すること。

※ 印刷サイズは、ITF シンボルの基本寸法 (JIS 規格 X0502) とし、流通過程での読み取り可能な位置に印刷すること。

別紙 4 の参考資料

十日町市が指定するバーコード (JAN コード)

燃やすごみ用 大



燃やすごみ用 中



燃やすごみ用 小



燃やすごみ用 エコ小



埋立てごみ用 大



埋立てごみ用 中



埋立てごみ用 小



埋立てごみ用 エコ小

